

京都市産業関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成16年3月31日

京都市長 榊本頼兼

京都市規則第131号

京都市産業関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則

京都市産業関係手数料条例施行規則の一部を次のように改正する。

本則中「別表第4」を「別表第3」に改める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(産業観光局農林部農業計画課)